

問題 1

【出題意図】

物権法の基本原則である対抗要件主義に関する問題である。これらについての基本的な理解を確認することが目的である。

【採点講評】

なぜ 177 条の対抗要件主義があるのか、その内容は何か、(制限説の場合)その範囲は何か等が解答の中心となる。すべての答案がこれらについて多少なりとも触れていたが、理解が不十分と思われる答案も散見された。民法の理解にとって最重要の基本原則のひとつなので十分に勉強しておいて欲しい。

問題 2

【出題意図】

424 条の詐害行為取消権の要件の基本的知識および財産分与に関する判例の知識を問うものである。

【採点講評】

詐害行為取消権の要件の基本的事項についてはほとんどの答案が書けていたが、財産分与の詐害性について十分な検討をしている答案はあまり多くなかった。

問題 3

【出題意図】

裁判離婚の要件と離婚における破綻主義を理解しているか、離婚に関する基本的な知見を問うことをねらいとする。

【採点講評】

民法 770 条 1 項 5 号(その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき)に基づき、有責配偶者からの履行請求を認めることができるかどうかについては、最高裁昭和 62 年 9 月 2 日大法廷判決(民集 41 巻 6 号 1423 頁)により、それまでの消極的破綻主義から積極的破綻主義への転換がなされたとされている。ただし、同昭和 62 年大法廷判決は、そのような有責配偶者からの離婚請求が信義則に照らして許されるかどうかという観点から、夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及んでいること、その夫婦の間に未成熟の子がいないこと、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められないこと、という要件を挙げる。

解答のなかにはこのような判例の立場を踏まえて、離婚における破綻主義の動向につ

き説明することのできている答案もあったが、複数の答案において、消極的破綻主義の立場にとどまり、有責配偶者からの離婚請求を認めるべきでないとする見解が見られた。

有責配偶者からの離婚請求を無条件に認めるべきではないという論述は誤りではないが、さらに進んで、いかなる場合にも認めることは許されないのかという視点からの具体的な考察が求められよう。

#### 問題 4

##### 【出題意図】

裏書の資格授与的効力の意義について問うものである。このことを通じて、手形法の基礎的理解を確認することが目的である。

##### 【採点講評】

手形法 16 条 1 項の意義については一定の理解がなされているものと思われるが、裏書の資格授与的効力が実際にどのように機能するのかについて明確に言及する答案は少なかった。これを機に、裏書の資格授与的効力について復習する観点から、手形法の教科書を再読してほしい。

#### 問題 5

##### 【出題意図】

本問は、民事訴訟における当事者の攻撃防御方法の提出が、どのようなルールに則って行われるかを問うものである。具体的にどのように規律されているかを民事訴訟法の条文に即して説明することが求められる。

##### 【採点講評】

民事訴訟においては口頭弁論が数回に渡って実施されることがあっても、全体として 1 つのものとして扱われ、攻撃防御方法の提出はどの口頭弁論期日で行っても口頭弁論においてされたものとして同一の効力を有する（口頭弁論の一体性）。しかし、口頭弁論が一体であるとはいっても、攻撃防御方法の提出時期に制限がないことを意味するわけではない。いわゆる五月雨式審理による審理の長期化・漂流の反省から、現行民事訴訟法では攻撃防御方法は訴訟の進行状況に応じ、適切な時期に提出しなければならない（適時提出主義。156 条）。裁判所は訴訟指揮権の一環として、時機に後れて提出された攻撃防御方法を却下することができる（157 条 1 項）。

これらの基本的な原則をその趣旨とともに述べた上で、却下の要件や審理計画が定められた場合（147 条の 3 第 3 項、157 条の 2）、争点整理手続を経た場合の制限（167 条、174 条、178 条）などにも触れることが求められる。

総じて、全体的な構造を理解した上で、条文を丁寧に引用しその趣旨を述べているものを高評価とした。他方、時間配分の問題もあったのか、不十分な記述のものも見られた。